⑷　Delivery period : By 31 March 2026
⑸　Delivery place : Independent Administrative Institution National Museum of Art
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 5 and 6 of the Regulation concerning Contract for Independent Administrative Institution National Museum of Art,
B　have the Grade A, B, C or D qualification during fiscal 2024 in the Kanto-Koshinetsu area in “Offer of Services etc” for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency
C　not be currently under a suspension of business order as instructed by Independent Administrative Institution National Museum of Art
D　have a track record of operating websites by the government agency domain (go.jp) in the past.
E　have a track record of designing integrated databases and search／browsing websites in the arts and culture fields of ministries and prefectures.
F　have a track record of system design using the following 5 technologies used in existing systems.
①GraphQ　②RDF　③Nuxt.js　④Word Press　⑤ AWS (Appsync, RDS, Open Search)
⑺　Time-limit for Tender : 17 : 00, 27, February, 2025
⑻　Contact point for the notice : HIGASHIDANI Ken, Procurement Section, Institution National Museum of Art, 3―1 Kitanomaru-Koen Chiyoda-ku Tokyo 102―8322 Japan TEL 03―3214―2592

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
令和７年１月８日
分任支出負担行為担当官　中国地方整備局
広島国道事務所長　田宮佳代子

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34
１　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　令和７年度広島南道路廿日市１号橋外予備設計業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　業務内容　本業務は一般国道２号広島南道路（木材港西～廿日市）において、橋梁予備設計を行う業務である。
主な業務内容は以下のとおりである。
・橋梁予備設計（本線１号橋）Ｌ＝410m
・橋梁予備設計（木材港西出入路（仮称）オンランプ橋）Ｌ＝245m
・橋梁予備設計（木材港出入路（仮称）オフランプ橋）Ｌ＝240m
⑷　本業務において技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。
①　１号橋及び木材港西出入路（仮称）オンランプ橋・オフランプ橋における海上部の施工性を考慮した橋種選定、橋長、支間割りの着眼点について
⑸　履行期間　契約締結の翌日～令和８年９月30日
⑹　本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。
⑺　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
⑻　本業務は、契約締結後に「業務設計書」を公表する業務である。業務設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。
２　参加資格
⑴　技術提案書の提出者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業であること。
①　単体企業
ア）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ）中国地方整備局における令和７・８年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
ウ）中国地方整備局における令和７・８年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の申請を令和７年１月15日までに行っていること。なお、見積合わせの時点において、令和７・８年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。
エ）会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記イ）の再認定を受けた者を除く）でないこと。
オ）参加表明書提出期限日から見積もり合わせ日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。
カ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵　参加表明書を提出しようとする者（設計共同体の各構成員を含む）の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、中国地方整備局随意契約見積心得第４条第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
［１］　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。
１）子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
２）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
［２］　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし１）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
１）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。
ア）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
(i)　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
(ii)　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
(iii)　会社法第２条第15号に規定する社外取締役
(iv)　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
イ）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
ウ）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
エ）組合の理事
オ）その他業務を執行する者であって、ア）からエ）までに掲げる者に準ずる者